

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則</p> <p>平成16年4月7日 16経教細則第8号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 環境安全を担当する副学長</p> <p>二 総務を担当する副学長</p> <p>三 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 各1人</p> <p>四 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人</p> <p>五 放射線安全小委員会委員長</p> <p>六 特定生物安全管理小委員会委員長</p> <p>七 環境管理施設管理主任</p> <p>八 産業医</p> <p>九 キャンパス整備チームリーダー</p> <p>十 その他次条に規定する委員長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第4号及び第10号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第7条 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略（現行どおり）</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 環境安全を担当する副学長</p> <p>二 総務を担当する副学長</p> <p>三 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教育研究評議員を兼ねる副部局長 各1人</p> <p>四 工学府、農学府及び生物システム応用科学府から選出された教員 各1人</p> <p>五 放射線安全小委員会委員長</p> <p>六 特定生物安全管理小委員会委員長</p> <p>七 <u>温室効果ガス対策小委員会委員長</u></p> <p>八 環境管理施設管理主任</p> <p>九 産業医</p> <p>十 キャンパス整備チームリーダー</p> <p><u>十一</u> その他次条に規定する委員長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第4号及び第11号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第4条～第7条 省略（現行どおり）</p>	

現 行	改 正 案	備 考																								
<p>(小委員会) 第8条 委員会に、次の小委員会を置き、当該小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案作成等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。 一 放射線安全小委員会 二 特定生物安全管理小委員会 三 その他委員会が必要と認める小委員会</p> <p>2 小委員会の委員長は、委員会が選出する。 3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。 4 小委員会委員の任期は、委員会が別に定める。</p> <p>第9条～第12条 省略</p> <p>附 則 省略</p> <table border="1" data-bbox="181 794 945 997"> <thead> <tr> <th>別表</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <th>小委員会名称</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線安全小委員会</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>特定生物安全管理小委員会</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	別表			小委員会名称	委員構成	所掌事項	放射線安全小委員会	(省略)	(省略)	特定生物安全管理小委員会	(省略)	(省略)	<p>(小委員会) 第8条 委員会に、次の小委員会を置き、当該小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案作成等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。 一 放射線安全小委員会 二 特定生物安全管理小委員会 三 温室効果ガス対策小委員会 四 その他委員会が必要と認める小委員会</p> <p>2 小委員会の委員長は、委員会が選出する。 3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。 4 小委員会委員の任期は、委員会が別に定める。</p> <p>第9条～第12条 省略(現行どおり)</p> <p>別表(第8条第3項関係)</p> <table border="1" data-bbox="981 794 1738 1305"> <thead> <tr> <th>小委員会名称</th> <th>委員構成</th> <th>所掌事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線安全小委員会</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>特定生物安全管理小委員会</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> <tr> <td>温室効果ガス対策小委員会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・環境安全管理センター長 ・環境・安全衛生委員会委員長 ・環境安全管理センター副センター長2人 ・府中地区総括管理者、小金井地区総括管理者 各1人 ・総括チームリーダー(総務・財務・学生担当)3人 ・総務チームリーダー、財務企画チームリーダー、キャンパス整備チームリーダー ・府中地区事務長、小金井地区事務長 ・環境安全管理センター専門職員2人 ・その他委員会が必要と認める者 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組みの企画及び立案に関すること ・地球温暖化対策計画の策定に関すること ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組み状況の検証に関すること ・地球温暖化対策報告の作成に関すること ・その他必要な事項 </td> </tr> </tbody> </table>	小委員会名称	委員構成	所掌事項	放射線安全小委員会	(省略)	(省略)	特定生物安全管理小委員会	(省略)	(省略)	温室効果ガス対策小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境安全管理センター長 ・環境・安全衛生委員会委員長 ・環境安全管理センター副センター長2人 ・府中地区総括管理者、小金井地区総括管理者 各1人 ・総括チームリーダー(総務・財務・学生担当)3人 ・総務チームリーダー、財務企画チームリーダー、キャンパス整備チームリーダー ・府中地区事務長、小金井地区事務長 ・環境安全管理センター専門職員2人 ・その他委員会が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組みの企画及び立案に関すること ・地球温暖化対策計画の策定に関すること ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組み状況の検証に関すること ・地球温暖化対策報告の作成に関すること ・その他必要な事項 	
別表																										
小委員会名称	委員構成	所掌事項																								
放射線安全小委員会	(省略)	(省略)																								
特定生物安全管理小委員会	(省略)	(省略)																								
小委員会名称	委員構成	所掌事項																								
放射線安全小委員会	(省略)	(省略)																								
特定生物安全管理小委員会	(省略)	(省略)																								
温室効果ガス対策小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境安全管理センター長 ・環境・安全衛生委員会委員長 ・環境安全管理センター副センター長2人 ・府中地区総括管理者、小金井地区総括管理者 各1人 ・総括チームリーダー(総務・財務・学生担当)3人 ・総務チームリーダー、財務企画チームリーダー、キャンパス整備チームリーダー ・府中地区事務長、小金井地区事務長 ・環境安全管理センター専門職員2人 ・その他委員会が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組みの企画及び立案に関すること ・地球温暖化対策計画の策定に関すること ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組み状況の検証に関すること ・地球温暖化対策報告の作成に関すること ・その他必要な事項 																								

附 則(21細則第6号)
この細則は、平成21年12月21日から施行し、平成 年 月 日から適用する。
※適用日は、都知事が 本学事業所を「指定地球温暖化対策事務所」に指定した日とする。